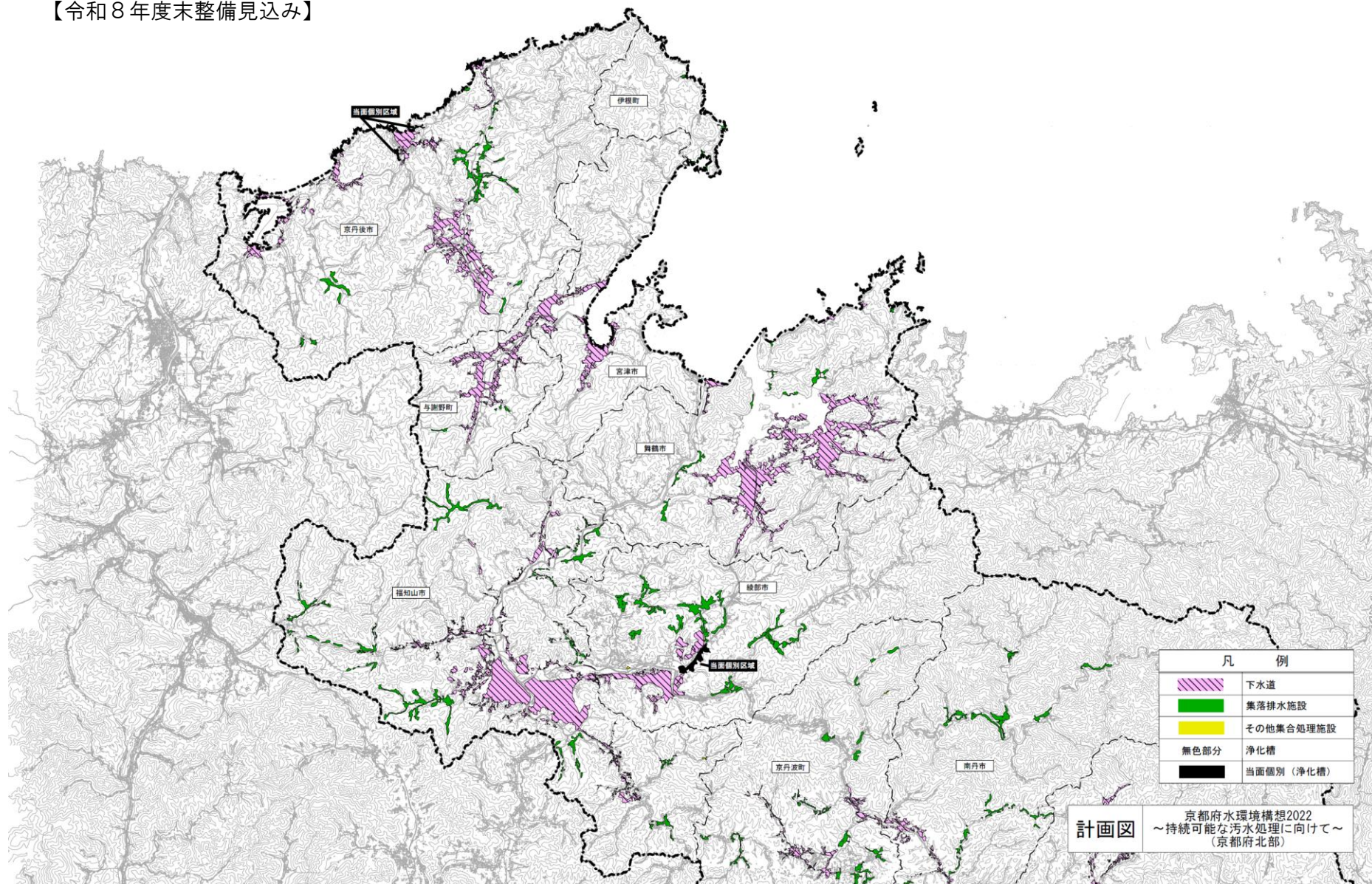
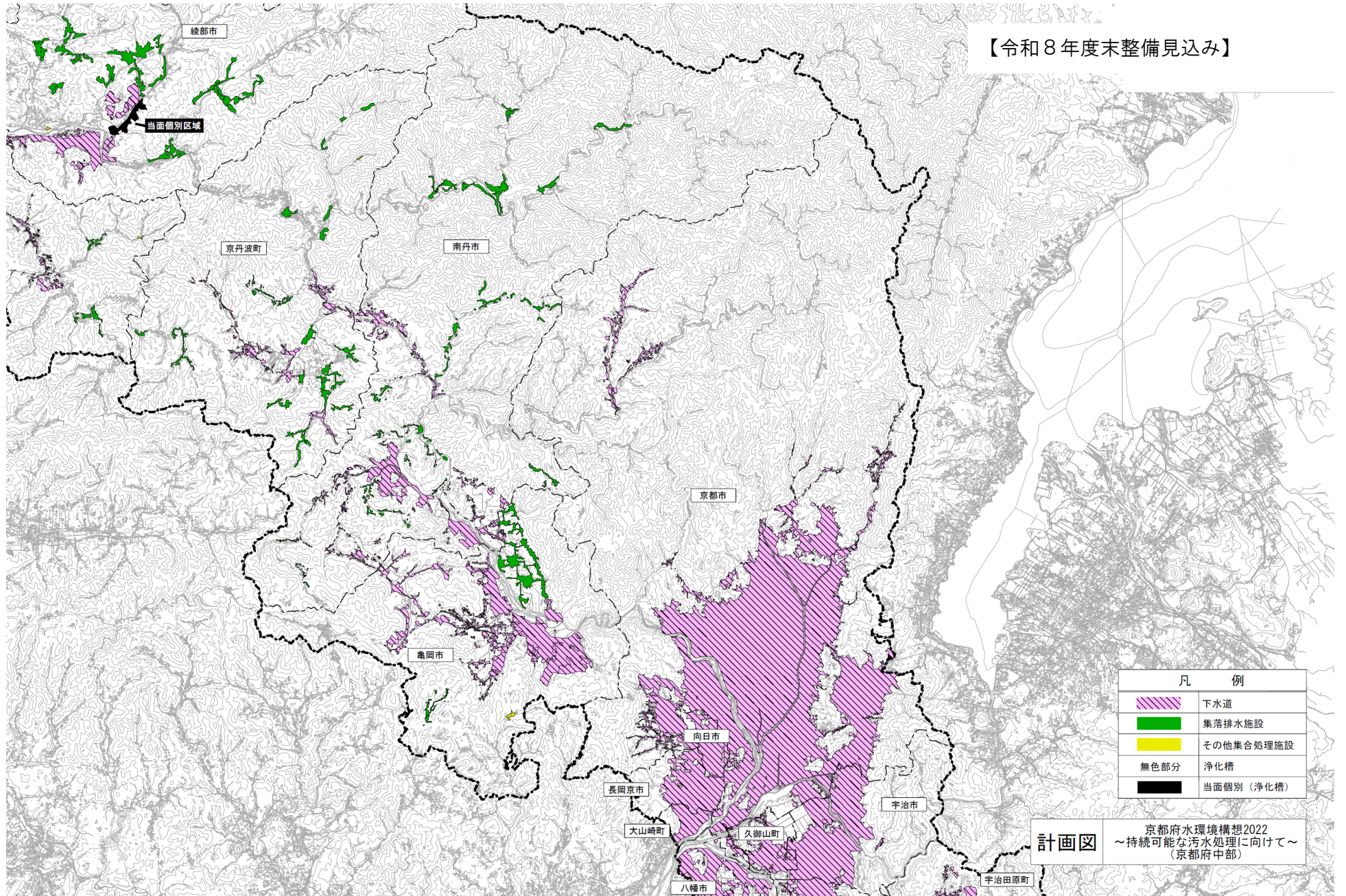


3. 整備計画図（令和8年度末整備見込み）

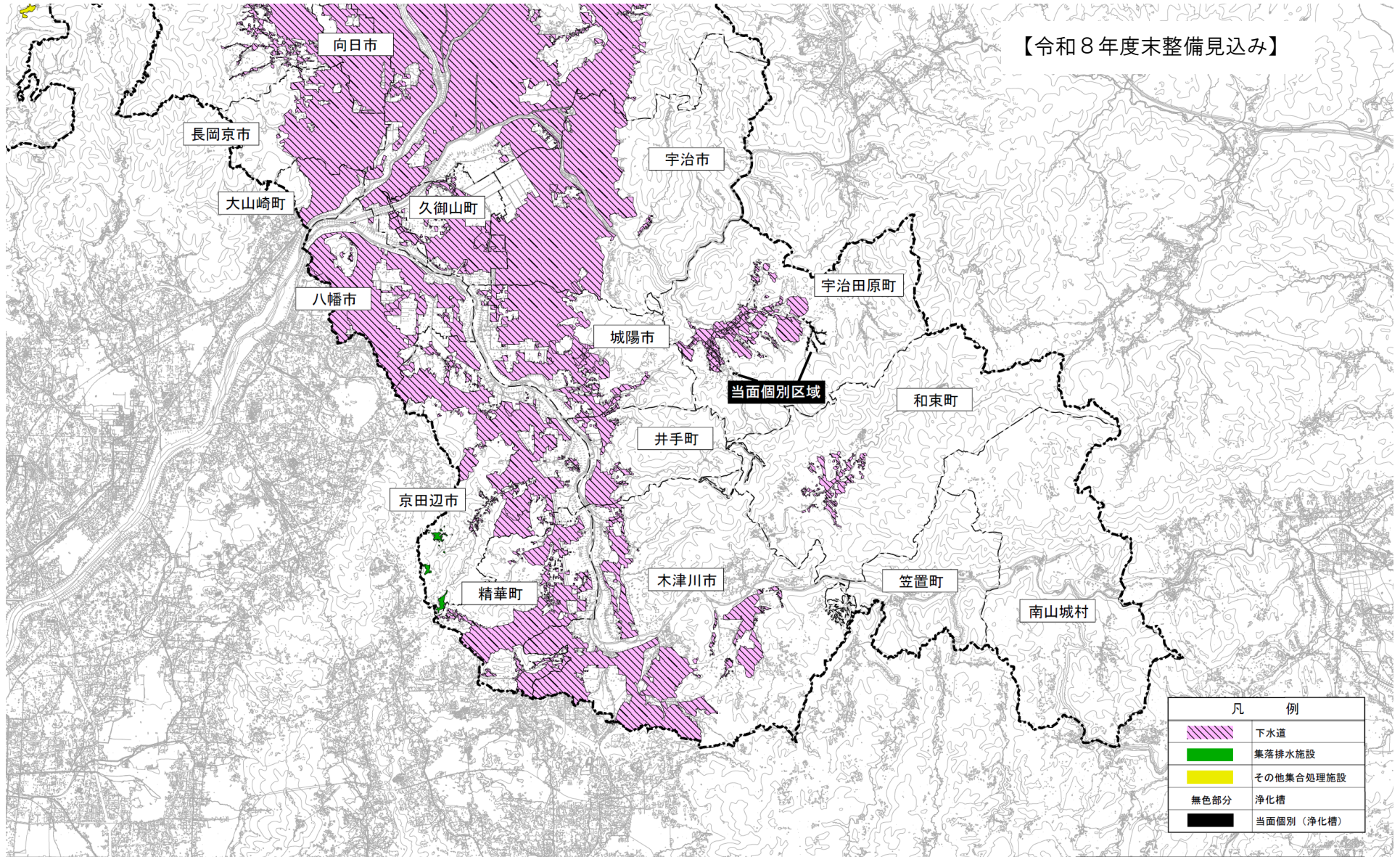
【令和8年度末整備見込み】








【令和8年度末整備見込み】



【令和8年度末整備見込み】



凡 例	
	下水道
	集落排水施設
	その他集合処理施設
	浄化槽
	当面個別（浄化槽）

計画図
 京都府水環境構想2022
 ～持続可能な污水処理に向けて～
 （京都府南部）

4. 用語の解説

整備済（未整備）人口、接続済（未接続）人口、汚水処理人口普及率

下水道等の集合処理施設計画区域（集合処理区域）では、公共汚水ますから終末処理場までの部分（図 43 赤色部分）は下水道等を管理する市町村が整備し、便器や台所流しから公共汚水ますへ至る排水管（同図青色部分）は住民等が整備して下水道等へ接続することになっています。

整備済人口とは、赤色部分が整備済みであり下水道等を使うことができる人口のことで、図 44 のA～Dがこれに当たります。一方、未整備人口とは、下水道等が未だ使えない人口で、同図E～Gがこれに当たります。

また接続済人口とは、図 43 赤色部分が整備済みでさらに同図青色部分も整備され、下水道等を使用している人口であり、図 44 のAがこれに当たります。一方、未接続人口とは、下水道等が使用できる（図 43 赤色部分が整備済み）にもかかわらず使用していない人口で、図 44 のB～Dがこれに当たります。

浄化槽の計画区域（個別処理区域）では、浄化槽が整備されこれを使用している人口を整備済人口（同図H）、浄化槽が未だ整備されていない人口を未整備人口（同図I～J）としています。

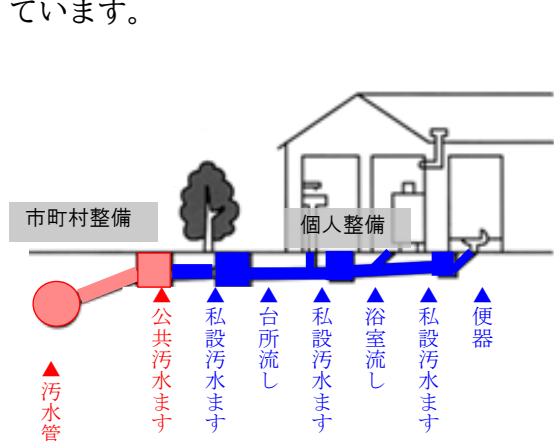


図 43 集合処理区域における住民と市町村の整備範囲

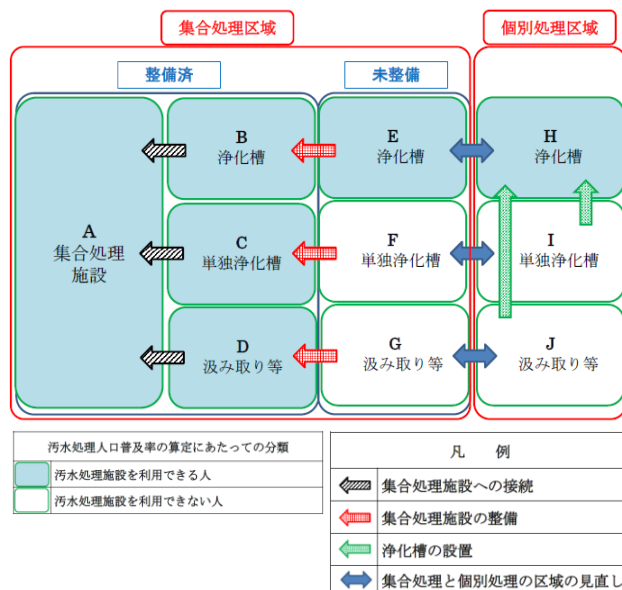


図 44 家庭で発生する汚水の処理形態（10分類）

汚水処理人口普及率とは、汚水処理施設を使用できる人の行政人口に占める割合であり、集合処理区域の整備済人口（同図A～D）と個別処理区域内の整備済人口（同図H）に加え、集合処理区域内の未整備人口のうち暫定的に浄化槽を使用している人口（同図E）も算入の対象となっており、式で表すと次のようになります。

$$\text{汚水処理人口普及率} = \frac{A + B + C + D + E + H}{A + B + C + D + E + F + G + H + I + J}$$

5. 用語集

あ行

用語	解説	該当ページ
雨水貯留施設	下流の河川や水路の流下能力が不足する場合、降った雨を一時的に貯留し、下流の流下量を減少させる施設。公園貯留、校庭貯留施設や雨水調整池、雨水貯留管等の施設。	P75,77
雨水出水浸水想定区域	想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水が排除できなくなった場合等に、浸水が想定される区域、想定される浸水の深さや浸水が継続する時間等を公表するもの。	P33,35
雨天時浸入水	雨天時に汚水系統に流入する雨水や地下水。	P22,24,44
汚水処理原価	有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理に要した費用のこと。 ・汚水処理原価 (円/m ³) = 汚水処理費 (円) ÷ 有収水量 (m ³)	P20
汚水処理施設	汚水を清澄な処理水と汚濁成分に分離する施設。下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽等の各施設。	P1,2,5 等
汚濁負荷	水環境に流入する有機物や窒素、リン等の汚濁物質のこと。汚濁負荷源には点源と面源とがある。点源負荷は家庭や工場、事業場等の特定できる汚濁源から発生する負荷であり、後者は汚濁の排出源を特定できない、すなわち非点源汚濁源、非特定汚濁源、ノンポイントソース等と呼ばれる汚濁源からの負荷をさす。	P8
下水汚泥有効利用率	発生する下水汚泥量のうち、有効利用されている下水汚泥量の割合。	P47,53
温室効果ガス	地表から放射された赤外線を吸収し、温室効果をもたらす気体のこと。主な温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等がある。	P34,35, 49 等

か行

用語	解説	該当ページ
改築更新	改築とは「対象施設」の全部または一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。更新とは、「改築」のうち「対象施設」の全部の再建設あるいは取り替えを行うこと。	P24,36,39等
ガス発電	汚泥処理過程で発生する消化ガス（メタンガス）を燃料として発電を行うこと。	P52
カーボンニュートラル	生産等によって排出される温室効果ガスの量と、森林等の植物による吸収量を同じにして、実質的にプラスマイナスゼロにする。	P34,35
管きよ	下水を収集し、排除するための施設で、污水管きよ、合流管きよ、雨水管きよ、水路の総称。	P5,12,22等
供用開始	下水道の供用を開始すること。公共下水道管理者は、処理区域等所定の事項を公示し、関連図書を住民の縦覧に供さなくてはならない。	P15,22,58等
経費回収率	污水に係る維持管理費、支払利息及び減価償却費（污水处理費）を、どの程度使用料で賄えているかを示した指標。 ・経費回収率（%）＝ 使用料収入（円）/污水处理費（円）×100	P20,42
下水汚泥	下水処理の工程から発生する泥状物質。	P22,24,32等
下水処理場	下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補充する施設。	P9,14,22等
公営企業会計	民間企業と同様の会計基準に基づき、サービスの提供と資産の運用を行う。 また、その経営に要する経費は、経営に伴う収入（使用料）をもって充てる独立採算制が原則とされる。	P59,60,61
公共用水域	水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及びこれらの水域に接続する公共溝きよ、かんがい用水路等に接続する水路（公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置しているものを除く。）」と規定されている。	P9,19,22等
固形燃料化	下水汚泥の有効利用方法の一つで、下水汚泥を蒸し焼きにし、下水汚泥に含まれる水分を蒸発させることにより、生成する燃料をいう。生成された燃料は、石炭の代替燃料として火力発電所等において有効利用される。	P49,52,53
緑地還元	下水汚泥等の有機物を微生物により発酵させ堆肥化することであり、肥料や土壌改良材として農業用に再生利用される。	P53

さ行

用語	解説	該当ページ
再資源化	資材又は原材料、燃料として再利用することができる状態にする行為。	P1
公共浄化槽 (市町村設置型浄化槽)	市町村が設置・管理を行い、個人から負担金と使用料を徴収する浄化槽。	P32,35,36等
し尿処理場	くみ(汲)取りし尿や浄化槽引抜き汚泥を収集して、浄化処理する施設。	P7
使用料単価	有収水量 1 m ³ 当たり、どれくらい収益を得ているかを示す数値。 ・使用料単価(円/m ³) = 使用料収入(円) ÷ 有収水量(m ³)	P20
消化ガス	嫌気性(気体状酸素、溶存酸素が存在しない状態)消化タンクで下水汚泥中の有機物が微生物により代謝分解され発生するガス。	P49,52,53
処理水	下水処理場において汚水を水と汚泥に分離し、浄化した水。	P49,50
ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。	P41,56,57等
接続率	集合処理施設が利用できる人口に対して、実際に集合処理を利用している人口の割合。	P12,16,17等

た行

用語	解説	該当ページ
耐震化	地震により施設が機能不全に陥ることのないように対策すること。	P27,78, 79等
耐水化	豪雨時に河川からの溢水等により施設が水没して機能不全に陥ることのないように対策すること。	P27,28, 78等
耐用年数	部品や施設等が適切な管理にもかかわらず、その使用目的を達することができなくなるまでの年数。	P22,42,58
D X	DX (Digital Transformation デジタルトランスフォーメーション) 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。	P43
都市下水路	主として市街地（公共下水道の排水区域外）において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないものをいう。	P25,76
都市浸水対策達成率	都市浸水対策を実施すべき区域面積において、概ね5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域面積の割合。	P25,75, 76等
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。	P67

は行

用語	解説	該当ページ
バイオマス資源	化石燃料を除く、動植物に由来する有機物である資源をいう。	P24,48
排水設備	下水を公共下水道に流出させるために必要な配水管、その他の排水施設で、土地、建物等の所有者及び管理者が設置するもの。	P6,72
B C P (事業継続計画)	ヒト、モノ（資機材、燃料等）、情報、ライフライン等の資源が相当程度の制約を受けた場合を想定して、下水道機能の継続、早期回復を図るための計画。非常時対応計画、事前対策計画、訓練・維持改善計画等から構成される。	P79,81
B O D (生物化学的酸素要求量)	溶存酸素のもとで、有機物が生物学的に分解され安定化するために要する酸素量であり、水の汚濁状態（主に河川）を示す指標の一つである。	P8

は行つづき

用語	解説	該当ページ
PDCAサイクル	(1) 業務の計画 (plan) を立て、(2) 計画に基づいて業務を実行 (do) し、(3) 実行した業務を評価 (check) し、(4) 改善 (act) が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる業務管理手法のこと。	P82
法定検査	浄化槽法第 11 条第 1 項に規定された検査。浄化槽の保守点検・清掃が適正で浄化槽の機能を発揮しているか否かを確認するものであり、毎年 1 回受検する必要がある。	P6,69,71 等
保守点検	浄化槽法第 10 条第 1 項に規定された点検。浄化槽の機能維持のため、点検や機械調整、修理、消毒剤の補充等を行うものであり、毎年 3 回以上実施する必要がある。	P6,69,71 等
ポンプ場	下水等をポンプ揚水する目的のポンプ、配管、弁、補機類、制御設備等を含む構造物。	P81

や行

用語	解説	該当ページ
有収水量	使用料の徴収対象となる水量。	P69

ら行

用語	解説	該当ページ
ライフサイクルコスト	施設の建設から廃棄までの間に必要となる建設費、維持管理費、撤去・処分費等の合計。	P56